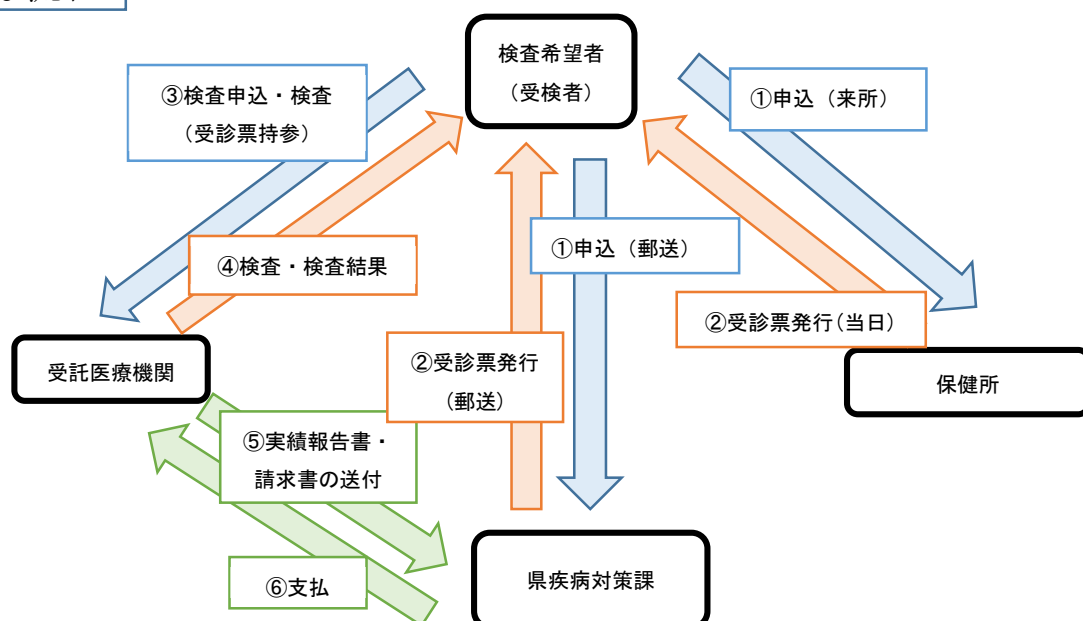


令和5年度奈良県風しん抗体検査事業の流れ（医療機関向け）

主な流れ



① 検査希望者が申込

- (1) 県のホームページ（風しん抗体検査について）より、「奈良県風しん抗体検査申込書」をダウンロード
- (2) 申込先 来所の場合・・・県保健所（郡山、中和、吉野）
郵送の場合・・・県疾病対策課へ返信用封筒（94円切手貼付）を同封し郵送
※検査の申込期限は、令和6年1月31日（水）まで（郵送の場合は消印有効）

② 県又は保健所が受診票発行

受診票を保健所に来所の場合は当日手渡し、県へ郵送の場合は後日返信用封筒にて郵送

③ 医療機関へ検査の申込

受診票を交付された検査希望者は、受託医療機関（以下、医療機関という）に電話等で申込み（予約）を行う。

④ 当日の検査・検査結果の通知

- (1) 検査希望者（以下「受検者」）は受診票を持参し、医療機関でHI法による抗体検査を受ける。
- (2) 検査終了後、医療機関は受診票の受検者控（様式2）を受検者に渡し、検査結果の告知日や方法を説明する。
※検査の実施期限は、令和6年2月29日（木）まで 今年度の受診票のみ使用可能
- (3) 検査結果の通知
医療機関は、検査結果を受診票の受検者への結果通知用（様式5）により、受検者に通知する。

⑤ 実績報告書・請求書等の送付

医療機関は、以下の3点を原則検査日の翌月10日までに県へ提出する。

- (1) 「請求書（様式6）」 (2) 「実績報告書（様式7）」
 - (3) 「受診票の奈良県送付分（様式3）」
- ※最終提出期限は、令和6年3月31日（日）（期限厳守のこと）

提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課感染症係

⑥ 支払

県は、請求書類等に不備がないことを確認した場合は、翌月10日までに医療機関に対して委託料を支払う。